

大口町告示第138号

大口町健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

大口町健康づくり推進協議会設置要綱（昭和58年大口町告示第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「会議」を「協議会の会議（以下「会議」という。）」に改める。

第8条第1項中「会長の招集するところにより」を削り、「開く」を「置く」に改め、同条に次の1項を加える。

3 専門委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第9条 第7条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議又は専門委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町健康づくり推進協議会設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第7条 <u>協議会の会議（以下「会議」という。）</u>は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p>2 会議においては、会長が議長となる。</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第8条 協議会は、必要に応じ専門委員会を置<u>くことができる。</u></p> <p>2 専門委員会の委員は、第4条に定める委員その他学識経験を有する者等の中から会長が指名する。</p> <p>3 <u>専門委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。</u></p> <p><u>(書面審議)</u></p> <p>第9条 <u>第7条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議又は専門委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもちて会議に代えることができる。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はそのつど協議する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 会議は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p>2 会議においては、会長が議長となる。</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第8条 協議会は、必要に応じ<u>会長の招集するところにより専門委員会を開く</u>ことができる。</p> <p>2 専門委員会の委員は、第4条に定める委員その他学識経験を有する者等の中から会長が指名する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はそのつど協議する。</p>